

第三者評価結果

※すべての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価項目毎に第三者評価機関判定理由等のコメントを記述する。

横浜市青葉区美しが丘保育園 (横浜サステナビリティ研究センター)

評価対象 | 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
[1]	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】 資料「横浜市美しが丘保育園利用のご案内(兼重要事項説明書)」「園だより(にこにこだより)」、ホームページ、情報サイト「働くママ応援し隊」「えんさがしサポート★よこはま保育」、保育園業務支援システム「コドモン」、玄関内外掲示、当評価機関が実施した「アンケート調査分析結果報告書」(令和5年10月)、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針の玄関内外の掲示、Web、各情報サイトの掲載を確認した。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針等を記載した名刺サイズの表を職員全員に配布して、常時基本方針を確認できるように工夫している。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当評価機関が実施した「利用者アンケート」によると、理念・基本方針の認知度が71%とやや低かった。保護者の関心が保育運営の実態にあるためとも考えられるが、理念・基本方針は基盤事項であるので、保護者懇談会で直接語りかけることを望む。 		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
[2]	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】 資料「第四期横浜市地域福祉保健計画(横浜市健康福祉局福祉保健課)」「保育所・横浜保育室設置数・在籍児童及び待機児童(横浜市政策局総務部情報課)」「青葉区地域福祉保健計画」「青葉区地域子育て拠点ラフール」「青葉区子育てネットワーク地区分析シート」、「ヒアリング」</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載諸資料の採用によって、各種福祉事業の動向の把握を実施していることを確認した。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長が「青葉区の子育てネットワーク地区分析シート」をもとにしたエリア別の保育についての話し合いに参加し、地域の子育て支援に関わる支援者と地域の保育ニーズについての意見交換も行っている。 ・子育てに関する資料を広く考察し、地域の活動に園長・ネットワーク専任保育士・育児支援専任保育士を中心に多くの保育士が積極的に参加している。 		

【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和4年度末会議議題」</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 年度末会議で職員が課題の検討を実施していることを確認した。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末に保育所の自己評価を行う中で、「子どもの体作りを大切にした保育」と「保護者への発信方法」を課題として明確化した。また地域課題として子育て世帯が多い地域から「子育て支援」を課題とした。 ・保育運営に関する課題について、公立4園長との検討会や青葉区こども家庭支援課との連携により情報共有すると共に、職員会議や年12回開催のスタッフ会議で周知を行っている。 		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「市立保育所のあり方に関する基本方針（横浜市こども青少年局）」「市立保育所の果たすべき役割・機能」「第2期横浜市子ども・子育て支援計画9つの基本施策」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市は、横浜市公立保育所の中・長期ビジョンとして「市立保育所のあり方に関する基本方針」を策定し、「市立保育所の果たすべき役割・機能」を明記している。 ・基本方針に基づき「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進する9つの基本政策を掲げると共に、こども青少年局が市立保育所として取組むべき中期の事業計画を策定している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の定める基本方針及び基本政策に沿って、当園の中・短期計画を策定している。 		
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」「全体的な計画」「年間指導計画」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市こども青少年局運営方針の「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」をもとに単年度の「全体的な計画」を策定し、年齢ごと、季節ごとにブレークダウンした具体的な「年間指導計画」を策定している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園は令和2年度に横浜市こども青少年局運営方針として「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」をもとに、青葉区のニーズを把握した上で事業計画として単年度の「全体的な計画」を策定している。 ・保育計画の他に行事、保健、食育、異年齢交流、避難訓練（火災・地震・不審者対応）、地域育児支援などの各計画を策定し、具体的実施事項を定めて実施状況の評価が行える内容になっている。 		

1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【6】	1-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画」「令和4年 年度末会議議題」「担当者会議ノート」「職員会議ノート」「プロジェクト年間計画」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事や食育、避難訓練などの計画は、担当者会議や職員会議で職員から出た意見を反映させている。 ・地域子育て支援関係の計画（交流保育、育児講座、YouTubeチャンネル「なしかちゃんねる」やInstagram「おかわりなしかちゃんねる」等のSNSでの配信）は「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき地域性を踏まえてプロジェクトチームを中心に策定し、職員会議で周知を行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」は、年齢別の「ねらい及び内容と食育の内容」の大項目と、研修計画、防災等の行事計画の項目をもってそれぞれ詳細に構成され、各年度の継続性を確認できる。 ・「全体的な計画」に沿った保育を実践後に年度末には、参加者の発議や振り返りの意見をもとに評価を行い、内容の見直しや次年度の計画への反映を行っている。 		
【7】	1-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」「令和5年度美しが丘保育園年間行事予定」、当評価機関が実施した「アンケート調査分析結果報告書」（令和5年10月）、保育園業務支援システム「コドモン」、園内掲示、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度の全体的な計画や行事予定、保育方針やその年度の変更点などを園長より保護者にクラス懇談会で5月中に具体的に説明し、園内でも掲示をしている。 ・保護者への保育園業務支援システム「コドモン」の資料室に「全体的な計画」を格納して開示している。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当評価機関が実施した利用者アンケートによると、事業計画の認知度は29%と低い。計画を知らなくても園に任せて安心という心理の結果とも推察できる。細部にわたる重要事項なのでOHP等視覚用機材を使用した保護者への説明が考えられる。 		

1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
【8】	1-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「年間指導計画書（令和4・5年度）」「令和4年度保育所の自己評価の結果について」「2022年度園内研修計画（プロジェクト）」「プロジェクト年間計画」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」の振り返りと改善点を記録し、年度末に検証を行い次年度の計画に反映させている。 ・「指導計画」には担当保育士の「自己評価記入欄」があり、子どもの様子・職員の関わり方などを職員自身も振り返れる。 ・毎月のカリキュラム会議、乳幼児会議、クラス会議で保育の内容についての話し合いを行っている。 ・保育所の自己評価を年度末に保護者に向けて開示するため、プロジェクトチームを中心に、保護者アンケートの結果や年間を通して課題となっていた事項の分析・検討を行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上への取組を実施している。 ・プロジェクトチームの編成が、割り当てでなく職員・スタッフが自分の意志で参加するエントリー方式である。 		

【9】	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和4年度保育所の自己評価の結果について」、現場確認、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市公立保育所の共通様式の「保育所の自己評価の結果について」に基づいて「今年度の課題」「取組状況」「保護者アンケートより」「次年度の課題・改善点」の各項目を記載した「令和4年度保育所の自己評価の結果について」を作成し園内掲示を行った（R5.3.20~24）。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題の改善策は次年度の取組目標として取り上げ、課題対応のためのプロジェクトチームを立ち上げて検討している。 各プロジェクトでは、正規職員のみならず会計年度任用職月額職員・会計年度任用職日額職員を含めて学んでいる。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
【10】	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「園長業務内容一覧（昇任時研修）」「保育所責任職業務の手引・引継」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園長は青葉区運営方針や統括園長の年度の行動計画に従い、「行動計画・評価書」を作成し、運営方針を職員に示している。 「保育・教育施設班活動マニュアル」で園長不在時の災害発生時の指揮体制は園長代行保育士（主任）へと権限委譲を規定している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所内に役割分担や責任を明示した園内防災組織をラミネート表装して掲示している。 		
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市職員行動基準」「横浜市職員服務規程」「横浜市責任職法令関係研修」「個人情報保護研修」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園長は、横浜市責任職が受けるべき法令関係研修を受講し、利害関係者と公正な対応を行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「横浜市職員服務規程」に規程された職員の遵守すべき法令を職員の入職時に周知すると共に、不正や不適切を題材とした不祥事防止研修、コンプライアンス研修やマニュアルを活用した個人情報保護研修を毎年職員全員を対象に行っている。 		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
【12】	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「プロジェクト年間計画（令和4年度・5年度）」「よりよい保育のためのチェックリスト（人権擁護のために）の研修動画（こども青少年局保育教育運営課）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は園の自己評価を行い課題や改善点を洗い出し、プロジェクトチームを立ち上げて計画的に改善に取り組んでいる。 ・園長は職員の目標共有シート作成時の具体的目標を設定し年度途中では達成に向けての助言を行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は全職員が子どもの人権に配慮できるよう「よりよい保育のためのチェックリスト（人権擁護のために）」の研修動画を使用し周知を図っている。 		
【13】	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】現場確認、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、市で実施する健康診断や腰痛・肩頸腕症状健康診断・ストレスチェックへの受診を職員に積極的に勧めている。 ・園長は狭隘な事務所内での働きやすい機の配置を職員と話し合って実施した。 ・園内の共有ネットワークや在園児の入退出記録を保育園業務支援システム「コドモン」を利用することにより職員の事務の負担軽減を図っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎は築50年経ち、休憩室の規模が現在の職員人数に見合わないため、休憩場所の確保のために保育室の午睡の空き時間を休憩場所として活用している。また、男性職員は倉庫内を活用するなど工夫を凝らしている。 ・調理室の香りが外部に漏れていないので、ダクトの掃除が行き届き、調理室の換気が良好に保たれていると推測できる。また、給食の形態、味付け、分量、アレルギー、異物混入等確認するため、園長が検食を行っている。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
【14】	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市人材育成ビジョン」「青葉区令和4年度 実施研修リスト」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成は「横浜市人材育成ビジョン」により実施し、正規職員の採用は横浜市で一括して計画的に実施している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士の専門能力を向上させるため、保育士職員全員が保育士キャリアラダーを活用し、職位に応じた研修を受講している。 		
【15】	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市人材育成ビジョン」「人材育成の仕組み／各種研修計画」「目標共有シート」、ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職位ごとに求められる職員の役割は「横浜市人材育成ビジョン」により、また人事考課は横浜市の人事考課制度の評価基準に基づいており、職員にも周知されている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに園長が面談を行ったうえ職員は「目標共有シート」に具体的な取組目標を設定し、園長と共通認識を持って業務に取り組むことで人材育成を実施している。 ・横浜市では人材育成の仕組みとして保育士版のキャリアラダー制度があり、3段階内の職位によって専門能力向上が図れている。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【16】	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「年間予定表」「労働安全衛生委員会運営規程」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇の取得、シフトの調整は担当職員が申出に応じて行い、園長が承認をしている。 ・当施設では安全衛生委員会が組織され、2か月に1度産業医による職場環境の確認と共に講話受講をはじめ安全衛生の推進会議を開催している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇取得等のワークライフバランス実現のため、職員の申出に応じて担当職員が調整を行い、園長が決済している。 		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【17】	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市人材育成ビジョン」「横浜市保育士分野人材育成ビジョン」「目標共有シート」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、年度初めに園長と面談を行い、その年度の「目標共有シート」を用いて業務目標や具体的取組事項、達成時期、能力開発目標を設定している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は職員が「目標共有シート」に設定した目標について、設定時のみではなく中間期、振り返り時に面談を行い、年度途中でも目標の進捗状況や進め方を確認し、進捗が芳しくない項目について具体的な取り組み方などをアドバイスしている。 		
【18】	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市人材教育ビジョン」「働くママ応援し隊」「園だより（にこにこだより）令和5年4月」「人材育成の仕組み／研修体系／保育士資格取得に向けた講座の受講制度（こども青少年局保育・教育支援課）」「令和4年度情報セキュリティ・個人情報月次研修」「令和4年度及び5年度青葉区保育資源ネットワーク構築事業研修」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育・教育方針や今年度の目標の中に、「安全で安定した園生活の支援」「心にひびく多くの体験」をはじめ、保育士が支援しようとしている事柄に「期待する職員像」が現れている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の個人情報月次研修は全員参加（29名）、青葉区保育資源ネットワーク構築事業研修延べ51名参加、他にこども青少年局の「令和4年度実施研修」にも職員が参加した。 ・プロジェクトチームを編成する園内研修において、保育の質の向上のために正規職員のみではなく会計年度任用職員も参加して学んでいる。 		
【19】	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「研修申込ファイル」「キャリア自己分析表」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、職員の実務能力・専門能力・受講した研修などを記入した「キャリア自己分析表」や日常の保育、個人面談の中で、職員の知識・技術水準・専門性の水準を把握している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人職員への指導や疑問・相談に応えるトレーナー制度があり、担当者を決めて園長と共に適切に対応している。 ・研修案内はミーティングで周知を行い職員全員が閲覧できるように事務所の所定の場所に置いている。 		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【20】	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「美しが丘保育園実習のしおり」「実習生・ボランティア受入れマニュアル」「実習協定書」「令和5年度実習者指導者研修開催要領」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当園作成の「実習のしおり」には受入方針を、「実習生・ボランティア受入れマニュアル」には、受入窓口・子どもや保護者への事前説明、オリエンテーション実施方法などを規定している。 ・学校側とは協定書・誓約書等を交わし、実習担当教員の訪問を受けて意見交換を行っている。 ・当園では、園の行事や子どもの様子に影響が出ないように調整しつつ、いつでも保育実習生を受入可能としている。 ・令和4年度は7名の実習生を受入れた。令和5年度は4名を受入れ予定である。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の「実習生指導者研修」を受講して保育専門職育成のノウハウを学んだ職員が実習指導を担当し、園長と主任が実習状況を見守る、手厚い体制をとっている。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
【21】	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」「利用契約書」「令和4年度保育所の自己評価の結果について（R5.3.20）」、横浜市ホームページ、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構福祉サービス第三者評価情報）、アプリ「えんみっけ」</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市ホームページや外部情報サイトに施設の情報、第三者評価結果を公開している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来横浜市ホームページで情報公開していたが、今年度から外部情報サイト「えんみっけ」での情報公開を始め、複数媒体を活用して広く情報発信に努めている。 資料「令和4年度保育所の自己評価の結果について」にて、保育方針や園目標、課題、取組状況、保護者アンケートの結果、当園での課題・改善点等を記載して、園内に掲示して公表している。 		
【22】	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和5年度市立保育園の一般指導監査結果について（通知）（R5.9.28）」、横浜市ホームページ、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の事務、経理、取引、契約等は、横浜市の所管課により、厳正な規程のもとに行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市子ども青少年局の担当職員が実際に来園して指導監査を年1回実施し（令和5年6月実施済）、保育所の概況・職員の配置等・施設運営・児童の処遇等について文書・現場確認を行っている。給食、SIDSチェック、事故対応、お散歩マップ、食育、おむつ交換等のアドバイスを受け、職員に周知して確認・対応して改善している。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
【23】	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画」「よこはまの保育」、横浜市青葉区ホームページ、青葉区子育て情報発信アプリ「Aonico」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページやアプリ「Aonico」にて地域資源や育児情報支援情報を発信している。 コロナ禍で一時中止していた施設開放を月1回の開催で再開した（R5.7.31～）。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市が保育の質の向上と地域の子育て支援充実のために市立保育園を活用した保育資源ネットワークの構築「ネットワーク事業」を推進するうえで、保育資源間の連携推進及び地域のセーフティネットの役割を果たすため、当園は「ネットワーク事務局園」に指定されている。近隣の保育・教育施設と子育てネットワーク会議を年4回行い、地域の社会資源を活用するために中心的な役割を果たしている。 		

【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「実習生受入れマニュアル」「美しが丘保育園でボランティアをする皆様へ」「ボランティアサークルの感想ノート」、情報サイト「えんさがしサポート★よこはま保育」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生・ボランティア等の受入れについてのマニュアルにて、登録手続、事前オリエンテーション、守秘義務規程等を記載して明文化している。 ・近隣大学生のボランティアサークルを受入れている（令和5年度9月～）。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて施設情報・見学情報など園の基本姿勢を記載し、SNS活用による情報発信に努めている。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生・ボランティアから守秘義務に関する誓約書に同意のサインをもらい、情報漏洩防止に努めるとよい。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「連絡先一覧のファイル」「子育てネットワーク連絡会 議事録（R5.5.12）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青葉区子ども家庭支援課、横浜市地域療養センターあおば、横浜市北部児童相談所、保健所、病院等を記載した連絡先一覧表を作成し、迅速に連絡できる体制である。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長、育児支援担当保育士は必要に応じて、子育てネットワーク連絡会（全体会・地域別会議）に出席して民間保育園や子育て支援拠点・民生委員等との情報共有に努めている。 ・配慮を要する子どもの対応について、療育センターからアドバイスを受けて職員間で共有している。 ・虐待等が疑われる子どもへの対応のため青葉区子ども家庭支援課の権利擁護担当等と連携している。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和5年度青葉区市立保育園育児支援事業のご案内」「2023年育児支援事業年間予定表」「青葉区 子育て支援ネットワーク連絡会会議資料（R5.5.12）」、青葉区子育て情報発信アプリ「Aonico」、YouTubeチャンネル「なしかちゃんねる」、Instagram「おかわりなしかちゃんねる」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に対しての子育て支援事業として、園庭開放・一時保育・育児講座・交流保育・給食体験、育児相談を実施している。 ・地域の福祉ニーズを把握するため、青葉区の子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、保健師や子育て支援拠点の担当者、児童委員などと意見交換・ニーズの共有に努めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で対面での子育て支援が難しくなったことを受け、横浜市青葉区子ども家庭支援課から発信するYouTubeチャンネル「なしかちゃんねる」にて、園舎内の様子や育児支援事業を紹介する動画を作成・配信している。加えて、Instagram「おかわりなしかちゃんねる」にて情報配信し、多様なニーズ対応のために複数媒体による配信に努めている。 		

【27】	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和4年度子育てネットワーク地区分析シート」、チラシ「青空おでかけパーク」「スマイル通信」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面の子育て支援イベント（Aonicoひろば）を4年振りに再開した（R5.8.4）。 ・「青空おでかけパーク」を公園愛護会と協力しながら実施している。 ・たまプラーザ地域ケアプラザ主催の「スマイル♡ファミリー」にエリアの保育・教育施設の職員らと共に協力することで他施設との連携を深めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の親のニーズについて「地区分析シート」より分析・把握した上で、ニーズ対応のためSNS・Web等による各種媒体による情報発信に努めている。 ・園の入口にAEDを備え、1台で小児用パッド・大人用パッドの使用が可能である。必要があれば地域の方にも利用可能として公益ニーズに配慮している。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画」「園だより（にこにこだより）令和5年10月」「よりよい保育のためのチェックリスト」、横浜市ホームページ「よこはま☆保育・教育宣言」動画、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月発行する「園だより」や「園のしおり」に、園目標を記載している。 ・保育理念・保育方針を年度初めのクラス懇談会で保護者に説明している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が「よりよい保育のチェックリスト」をもとにした園内研修や意見交換、「よこはま☆保育・教育宣言」の動画視聴を通じて自らの保育を振り返るよう努めている。また、保護者に対して、園だよりで説明・周知した上で、事務所窓の掲示物や保育園業務支援システム「コドモン」への掲載等により周知を促進している。 		
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市個人情報保護に関するマニュアル（R5.3.30改訂）」「横浜市個人情報の取り扱いの基本ルール（R5.4.12）」「研修資料」「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」、当評価機関の「アンケート調査分析結果報告書（令和5年10月）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員がプライバシー保護について「こどもの人権研修」の動画を視聴し（R5年6月）、さらに「よりよい保育のためのチェックリスト～人権擁護のために～」を用いて理解を深めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏の水遊びやプール遊びの際の体洗いの際に近隣から視線を遮るように遮光ネットを活用してプライバシー保護に努めている。 ・子どもの写真等の取り扱いについて「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」にて説明し、行事の際にも説明・確認している。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当評価機関が実施した利用者アンケートによると、「プライバシー保護に関する取組」の認知度が46%であったため、今後、さらに周知に努めるとよい。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「園のしおり」「一時保育のしおり」、横浜市ホームページ、アプリ「えんみっけ」、YouTube「なしかちゃんねる」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「園のしおり」を区役所や地域ケアプラザ等の複数施設で配布している。 ・見学希望者に主任やリーダー保育士らが園内外を案内・説明するほか、園庭開放、育児講座、交流保育、給食体験等の機会を提供している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青葉区作成のYouTube「なしかちゃんねる」において園舎内の様子・イベント情報・手作り玩具・遊び方等を紹介する動画を作成し情報配信に努めている。 ・「一時保育のしおり」作成やWEB予約開始等、増加する利用者ニーズに対応している。 		

【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「利用契約書」「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」、当評価機関の「アンケート調査分析結果報告書（令和5年10月）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園前に「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」に沿って保育内容、園の生活などについての詳細を説明し、保護者からの同意を得て利用契約を結んでいる。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」に手拭きタオルや布団カバー等のイラストや持ち物のリストを掲載して利用者がわかりやすいように工夫している。 ・当評価機関が実施した利用者アンケートによると、「初回利用時の施設からの説明」の満足度が90%、「保育内容や利用方法に変更がある時の施設からの説明」の満足度は85%と高く、利用者に対してわかりやすく説明していることが推察できた。 		
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>【確認手段】ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要と思われる子どもの転園の際は、保護者の了解のもと、担任や園長等で協議し、必要に応じて転園先と口頭で引継を行っている。転園前の園への訪問を希望に応じて行っている。 ・保育所の利用終了後の相談や対応は園長を窓口として対応している。 <p>【改善を要する点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の変更にあたり、申送りの手順書や引継文書を作成し、対応した経過がわかるように記録保存し、利用者の変更後の継続性に配慮するとよい。 ・保護者に対して、利用終了後も園が継続して情報提供や相談が可能である旨を説明し、窓口や担当者を記載した案内文書を渡して保護者の不安軽減を図るとよい。また、転園先と情報共有を継続的に行うとよい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「令和4年度 保育所の自己評価の結果について」、当評価機関の「アンケート調査分析結果報告書（令和5年10月）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの気持ちを保育士等が汲み取り、子どもの満足度を把握するよう努めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園にて毎年保護者アンケートを実施し、結果を分析・検討し次年度の取組目標まで明記した「保育所の自己評価」にまとめて園内に一定期間掲示している。 ・「運動会」「にこにこパーク」「おおきくなったねの会」等の行事について、保育園業務支援システム「コドモン」のアンケート機能を利用して意見収集に努めている。 ・当評価機関が実施した利用者アンケートによると、「サービス内容に対する満足度」について総合的満足度が83%であり、園が利用者満足向上に努めていることが推察できた。 		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
[34]	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市立保育所苦情解決要綱（H4.11.25）」「苦情申立て対応フロー」「苦情等対応記録・苦情申出受付書R5.10.11、R5.3.3」「苦情解決のフローチャート」「利用契約書」「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」、現場確認「意見箱」、掲示物、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市保育所苦情解決要綱」にもとづき苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置、苦情解決のフローチャート）を整備している。 ・入口のご意見箱の上に苦情解決の仕組み掲示して保護者に周知している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情の申出があった時は、苦情内容や申出人の要望、解決に向けての検討事項や対応策を「苦情申出受付書」「苦情等対応記録」に記録して職員間で共有し、区のこども家庭支援課・こども青少年局にも報告をしている。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当評価機関の利用者アンケートによると、「施設の苦情解決の仕組み」の認知度が46%と低いため、入園時説明・掲示のみならず、配布物・保護者懇談会説明など周知方法をさらに工夫するとよい。 		
[35]	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】現場確認「意見箱」、資料「利用契約書」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意見箱」を入口に設置し、その上に苦情解決の仕組みを掲示して、利用者が苦情解決の流れを理解し投函しやすいよう配慮している。 ・「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」にて相談・苦情窓口や苦情解決第三者委員、横浜市相談ダイヤル等の複数の方法で苦情を申立てられる旨を記載し、入園時に説明している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年行う個人面談はプライバシーを配慮して事務所で実施し、園長か主任が同席して要望等を聴くよう努めている。 ・当評価機関が実施した利用者アンケートによると、「施設はお子さんの個別の事情に対してよく相談にのってくれますか」の問への満足度は91%と高く、保護者が相談や意見を述べやすい環境であることがうかがえる。 		

【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「ミーティングノート」「個人ノート」「苦情解決システム関係書類ファイル」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は送迎時に保護者に声を掛け、相談や意見に対応している。 ・乳児クラスにて使用している「個人ノート」で保護者から相談等があれば、担当が園長・主任に相談しその都度対応している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当評価機関の利用者アンケートによると、「施設は保育の内容に関するあなたの疑問や要望に対して丁寧に回答してくれますか」の満足度は89%と高く、保護者の意見に対する傾聴・対応体制がうかがえる。 ・昨年度末に保護者が降園時に職員に保育への不安を伝えた際、すぐに園長に連絡し、早急に申出者と園長が話し合っ解決に至り、迅速に対応した。 		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「危機管理マニュアル綴り（事故対応・事故防止・安全管理・災害・防犯・個人情報・虐待防止）」「ミーティングノート（ヒヤリハット記録）」「令和5年度避難・防犯訓練年間計画表」「安全点検表」、掲示物「救急車対応マニュアル」「けいれん発作がおきたら」「不審者情報を伝えるポイント」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市子ども青少年局作成の「横浜国立保育所のリスクマネジメント」を基本として「危機管理マニュアル（安全管理）」を作成している。 ・門に電子錠を使用し、防犯カメラや非常通報装置を設置し、警備会社や警察とも連携して安全性に配慮している。 ・園庭・室内に怪我防止の緩衝マットを設置、園庭の整地等により事故防止に努めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年4回不審者対応訓練を行い、その内の1回は警察の防犯対策課立ち合いのもと訓練している。 ・「救急車対応マニュアル」「不審者情報を伝えるポイント」等を電話前に掲示して緊急時に備えている。 ・毎朝、「安全点検表」のチェックリストを用いて各所（遊具、ピオトープ、砂場、外階段、外門扉、避難用滑り台、手洗い場、トイレ、AED等）の点検を徹底している。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫内の棚の転倒防止対策、高所の収納物の落下防止、換気の改善等により、倉庫内での職員の安全に配慮するとよい。 		

【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「健康管理・感染症マニュアル」「衛生管理マニュアル」「トイレの清掃点検表」「保健だより すくすく」、掲示物「感染症発生のお知らせ」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルを整備して日々の業務の中で実践している。 ・室内に溶連菌やインフルエンザ等の「感染症発生のお知らせ」の最新情報を掲示して注意喚起し、毎日のミーティングにて情報共有している。 ・「保健だより」を保育園業務支援システム「コドモン」等で配信して保護者に情報提供している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部屋やトイレの洗面台に手洗い手順（手洗い歌）のイラストを掲示し、手洗いを励行している。 ・トイレはトイレ掃除手順に従い点検表を用いて2名で確認して清掃を徹底している。 ・新型コロナウイルス感染症の5類移行後も遊具やマット等の消毒を継続している。 ・園児が下痢や嘔吐した時には、嘔吐処理方法の写真付きマニュアルに従って処理を徹底し、汚れ物と説明や対応を示したお知らせを保護者に渡して、園内での感染拡大防止と利用者への情報提供に努めている。 		
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「保育・教育施設班活動マニュアル」「危機管理マニュアル綴り」「令和5年度避難・防犯訓練年間計画表」、掲示物「非常災害時マニュアル」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル」「非常災害時マニュアル」等を作成し、対応体制を整えている。 ・職員が毎年、青葉区の救急法研修を受講して事故対応に備えている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長が地域防災拠点の運営委員として運営委員会や防災拠点訓練に参加し、非常時の連携に備えている。 ・3日以上の水や食品、アレルギー対応食品、カセットコンロや簡易トイレ、紙おむつ、簡易照明器具等を備蓄し、備蓄品の収納箱に品名・個数・期限を記載したラベルを貼り、備蓄品リストを作成して管理している。 ・年20回にわたる年間訓練計画表（地震・火災・大雨による土砂災害・防犯など異なる訓練内容）を作成し、ねらい・避難経路等を明確にし、計画通りに毎月訓練を行っている。毎回、避難訓練実施報告書を作成し、訓練後に反省・課題などを記載して改善に努めている。 ・青葉区役所への通報訓練、メール連絡での職員安否参集システム訓練、さらに職員全員が実際に徒歩で参集する訓練を年1度行っている。 		

III-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
【40】	III-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画」「年間指導計画」「年間活動計画書」「当日の活動計画」「年齢別デイリープログラム」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」→「指導計画」→「デイリープログラム」の流れを主要な縦軸に、「プロジェクト計画」を横軸として、標準的な実施方法を明確化して実践している。 ・標準的な実施方法としてクラス別の「デイリープログラム」に「安定して一日を過ごすための配慮」「保育のポイント」「保育者の動き・準備」の保育項目を定め、子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護に細心の注意を払っている。 		
【41】	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「年齢別デイリープログラム」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準的な実施方法は、毎年年度末に全職員で見直しを行っている。 ・乳児会議、幼児会議、クラス会議を定期的に行い、意見交換して保育確認事項やマニュアルの見直しに反映している。 ・年度末アンケートなどの保護者からの意見、要望を反映するように努めている。職員の意見、提案は保育所自己評価に反映している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が5類に変更されたことを受けて、異年齢の日常での関りや交流保育を再開した。また「おはなしパッチワーク」への参加など、年齢に合わせた取組や集中できる活動を引き続きクラス毎に実施している。 		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
【42】	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画（令和4・5年度）」「指導計画（令和4・5年度）」「年齢別デイリープログラム」、「入園前聞き取り票」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に保護者から生育歴などの書類提出を受け、職員が個別に面談し「入園前聞き取り票」を作成している。 ・「全体的な計画」は年度末に年齢別に見直しを行い、全職員で確認を行うことで修正を行っている。 ・「指導計画」及び「デイリープログラム」はクラス全体の様子や個別支援の子どもの状況等も加味し担任が協議して作成している。 ・必要に応じてケースカンファレンスを行い、状況によっては保護者の意向にも配慮して、療育センターの巡回相談からの助言を受けて、適切な指導計画の作成に努めている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成にあたってはフリー職員や調理担当者などの意見も参考にし、主任・園長が確認し助言を行っている。 		

【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「全体的な計画（令和4・5年度）」「指導計画（令和4・5年度）」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画には自己評価欄が設けられ、定められた期間ごとに計画に基づく実践の振り返りを行っている。 ・カリキュラム会議、職員会議を月1回行って各クラスの実践について発表・協議し、必要に応じて定期的に乳児会議、幼児会議、クラス会議、フリー会議、スタッフ会議を行って情報共有している。 ・計画の変更は担任間で協議し、園長の許可を受け指導計画書の修正を行い、必要に応じて関係する職員に各種会議で周知を行っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取り組みとして「第三者評価プロジェクト」のチームを結成し、年間活動計画に身体作りを意識した計画や実践を取り入れている。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「個別記録」「経過記録」「保育日誌」「連絡ノート」「引継ノート」「名簿」、現場確認（ミーティングの様子）、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児クラスと個別支援の子どもの記録について、「個別記録」に記録して共有化している。 ・3歳以上の幼児クラスの子どもは前期・後期の「経過記録」を作成し、園長が確認・承認している。 ・毎日のミーティングにて、感染症発生の確認や各クラスからの伝達事項、園長・主任からの事務連絡等の情報共有を図っている。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の「保育日誌」（幼児クラス）はドキュメンテーション記録により、保護者に視覚的に情報が伝わるよう努めている。 <p>【参考意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「連絡ノート」「引継ノート」「名簿」等の手書きの情報源が多く、キャッチアップすべき情報が分散し保育士の負荷が高いと想定される。ICT（情報通信技術）を活用し、職員の手書きにより分散している情報の集約化・共有化、職員の負担軽減を図るとよい。 		
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>【確認手段】資料「横浜市個人情報の保護に関する条例」「情報セキュリティ・個人情報保護月次研修受講確認表」「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」「個人情報持ち出し管理簿」、ヒアリング</p> <p>【確認した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い、記録類の保管、保存、廃棄、開示を行っている。 ・個人情報を含む書類は鍵付きの書庫に保管し、パソコンは鍵で常に固定して、個人情報保護に配慮している。 ・「情報セキュリティ・個人情報保護研修」を全職員が年1回受講し、毎月、資料を回覧し記録簿に回覧日付を記入して周知を徹底している。 ・「横浜市美しが丘保育園利用のご案内（兼重要事項説明書）」に個人情報保護について記載し保護者に周知・説明している。 <p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の内容別に保育園業務支援システム「コドモン」のアンケート機能を利用して、保護者の同意を確認している。 ・保育園で使用している端末（スマートフォン4台）を持ち出す際は、「個人情報持ち出し管理簿」に記載し確認者の記名も行うことで、情報保護に努めている。 ・個人情報を含む重要書類一式を非常時に直ちに持ち出せるように、持ち出し袋に入れた状態で施錠した保管庫に収納しており、避難訓練時に実際に持ち出して訓練している。 		